

平成26年1月吉日

改正省エネルギー基準・低炭素建築物認定基準に係る講習会

— (非住宅建築物をメインに) 改正のポイント・計算方法 —

開催のご案内

平素より、長崎県の建築行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年1月に「住宅・建築物の省エネルギー基準」が改正公布され、非住宅建築物においては平成26年4月1日より完全施行されます。また、住宅においても平成27年4月1日より完全施行されることとなります。

本講習会は、改正省エネルギー基準、計算方法、外皮・設備の仕様、届出等を中心に解説します。是非、ご参加をいただき、今後の業務にお役立てください。

- ◆主催 長崎県 ◆共催 一般社団法人日本サステナブル建築協会
- ◆対象 行政職員、建築設計関係者、建築施工関係者
- ◆開催日時 平成26年2月28日(金) 13:00~16:30 (開場:12:40)
- ◆会場 長崎県勤労福祉会館 4階中会議室 <別紙地図参照>
- ◆内容
- | | |
|-------|----------------------|
| 13:00 | 開催あいさつ |
| 13:05 | 省エネルギー基準の改正のポイント |
| 13:20 | 外皮の基準の解説 |
| 14:40 | 一次消費エネルギーの基準と算定 |
| 16:00 | 省エネ措置の届出、低炭素建築物認定の申請 |
| 16:30 | 閉会 |
- ◆定員 80名(定員に達し次第締め切りとさせていただきます。)
- ◆受講料 無料
- ◆申込方法 別添の申込書に必要事項を記入の上、メールもしくはFAXでお申し込みください。

○申込期限：平成26年2月18日(火)までにお申し込み下さい。

○申込先

メール：s08060-shinsa@pref.nagasaki.lg.jp

FAX：095-827-3367



ご記入の上、このままFAXを送信してください。

申込書

長崎県建築課審査指導班 行き (FAX 095-827-3367)

申込締切り: 平成26年2月18日 (火)

「改正省エネルギー基準・低炭素建築物認定基準に係る講習会」受講申込書

所属名(会社名) : _____ 連絡先電話 : _____

FAX : _____ メール : _____

受講者氏名	役職	備考

◆日時: 平成26年2月28日(金) 13:00~16:30 (開場: 12:40)

◆場所: 長崎県勤労福祉会館 4階中会議室

